



## <参考>

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）抜粋**  
（通報又は報告）

**第 53 条の 7** 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第 53 条の 4 又は第 53 条の 5 の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）抜粋**

（健康診断の通報又は報告）

**第 27 条の 5** 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第 53 条の 2 の規定によって行った定期の健康診断及び法第 53 条の 4 の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに、法第 53 条の 7 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

- 一 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称
- 二 実施の年月
- 三 方法別の受診者数
- 四 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数

2 健康診断実施者は、法第 53 条の 5 の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに、法第 53 条の 7 第 1 項の規定に従い通報又は報告しなければならない。